

平成 26 年度市政懇談会実施記録調書

1. 実施対象	対象地区	前渡地区
	参加状況	39 名
2. 実施日時	平成 26 年 6 月 21 日(土)午後 1 時 30 分～午後 3 時 28 分	
3. 実施場所	前渡コミュニティセンター	

実施内容（発言，要旨，集約事項等）

1. 射爆場跡地多目的広場の利用について （企画部）
2. 通学路の整備について （都市整備部）
3. 道路排水路の整備について （建設部）
4. 足崎第一公園周辺について （市民生活部・都市整備部）
5. 本郷川転落防止対策の進捗状況・環境対策について （建設部）
6. 犬の糞対策について （市民生活部）
7. 県道 31 号線に押しボタン式信号機の設置について （市民生活部）
8. 向野第一公園の防犯灯について （都市整備部）
9. 空き家対策について （建設部）
10. 道路舗装依頼について （建設部）
11. 交差点の標識及び白線「とまれ」の標示依頼について （都市整備部）
12. 旧大水グラウンドの利用について （都市整備部）
13. 原発の再稼働について （市民生活部）

◇事前質問1（射爆場跡地多目的広場の利用について）

グラウンドゴルフ大会やソフトボール大会、レクリエーションなどに借用できると期待している。多目的広場の整備が進行中であるが、どのような手続きをすれば借用できるのか。

■企画部長

ご質問の場所は、総合運動公園と国営ひたち海浜公園の間に位置する国有地 新光町 46 番地であります。全体面積約 39.7ha について、本年 4 月 1 日付で、市が管理を受託する契約を国と締結し、その内の約 7.3ha を多目的広場として整備することといたしました。

整備計画の概略でございますが、北側のコストコ付近と南側の総合運動公園付近に、それぞれ約 2ha 程度の碎石舗装の駐車場を設け、中央部に約 3ha の広場を整備してまいります。地元住民の皆様様のスポーツ等によるご利用のほか、各種行事やイベント等の開催、それらの臨時駐車場など多目的に活用できる広場にしてまいりたいと考えております。主要道路に面していることから、ボール等が飛び出し、歩行者や車両の通行に危険を及ぼすことのないよう、利用可能なスポーツの範囲や利用のし方などについては、よく検討してまいりたいと考えております。

いつ頃から利用できるのか、とのご質問ですが、コストコ側の約 4ha につきましては、8 月はじめのロックインジャパンの臨時駐車場として貸し付けるため 7 月末までに、総合運動公園側の約 3ha につきましても 11 月の産業交流フェアの臨時駐車場として使用するため 10 月末を目途として整備を進めており、その後一般に貸し出す予定であります。

貸し出しの手続きにつきましては、生活・文化・スポーツ公社を通じてお申込みいただく予定であります。現在調整中ではありますが、例えば体育館等の使用許可のように、希望日の 1 ヶ月前からお申込みを受け付けるなどの方法を検討しております。手続きの詳細につきましては、決定次第、自治会長さんへは直接お知らせいたしますし、市報や市ホームページ等へも掲載しご案内したいと考えております。

◇事前質問2（通学路の整備について）

国立高専裏側の児童・生徒は、外野小、大島中学校方面に向かう適切な道路がないため、遠回りして東石川長砂線に出て通学している。

**今後、新六ツ野公園建設が予定されているが、付近の道路整備計画の予定はあるのか。
・道幅が狭く見通しの悪い道路を通学しているため危険。通学途中に墓地や立木が生い茂り親は心配。**

- ・通学路の安全を確保するため、1 日も早い道路整備を要望する。
- ・東石川高野線の開通について教示願いたい。

■都市整備部長

西原下谷地区方面から外野小学校や大島中学校に至る通学経路には、六ツ野土地区画整理事業施行区域がありますが、この事業では、新規の都市計画道路 3 路線（※）の整備が計画されているものの、現在のところ未完成です。

六ツ野土地区画整理事業については、事業計画の見直しに取り組んでいる最中であり、現時点においては「事業完了までの期間として事業見直し後 20 年、その内前半 10 年で都

市計画道路を中心とする整備としていることから、歩道が整備された安全な通学路となる都市計画道路は、概ね10年間で整備してまいりたいと考えております。

ただし「①東石川六ッ野線」は、中心部の骨格として優先的に整備する必要があることから、山口内科クリニックから六ッ野スポーツの杜公園入口付近までの区間については平成29年度の完成を目指してまいります。

「②東石川高野線」については、平成33～34年頃に全線開通する計画としており、今年度は、今後国の補助事業に位置づけるため、地区外北側の未改良部分を含めて基本設計を実施いたします。

いずれの都市計画道路についても、歩道は片側3.5mの幅員を確保し、車道幅員9mを合わせた16m道路となる計画です。通学路としての利用が図れるまでは、いましばらくの時間を要する見通しであります。遠回りすることなく、安全に安心して通学できるための都市計画道路整備に努めてまいります。

また、六ッ野スポーツの杜公園につきましては、平成29年度の完成を目指して、本年度は基本設計を行います。整備に合わせて下谷地区方面からのアクセス性の向上も図る必要があると考えますので、接続する道路や通路についても整備を検討してまいります。

最近、物騒な事件も相次いでおり、通学路については安全性の問題もありますので、地元や学校とも相談して対応してまいりたいと考えます。

◇事前質問3（道路排水路の整備について）

- ・産業道路は、大雨のたびに冠水して自動車が動けなくなることがある。
 - ・産業道路の排水と自治会内の生活排水は、途中で合流して高場雨水1号幹線に流入する。
- 今後住宅の増加が予想されるので、排水路の整備を要望する。

■建設部長

西原地区産業道路には、排水路（Φ800～Φ1100）が整備されております。道路冠水時に現地を調査しましたが、この排水路を確認したところまだ余裕があったことから、道路冠水の原因として道路の排水口の呑み口（マウンドアップ）及び側溝の土砂の堆積により冠水していることが判明したため、冠水する場所において雨水の流れを良くするための対応策といたしまして、排水口の呑み口及び側溝の高圧洗浄を実施して参ります。

◇事前質問4（足崎第一公園周辺について）

①周辺の色度規制について

公園周辺の道路を出退勤時に通り抜ける車が多く、スピードを落とさない。速度制限看板等の設置を検討して欲しい。

②公園の金網フェンスの補修について

公園の金網フェンスが相当老朽化しており補修が追いつかない。補修を検討して欲しい。

■市民生活部長

足崎第一公園周辺の速度制限看板等の設置についてですが、速度規制や規制標識につきましては警察の管轄となりますので、ご要望のあった箇所への速度規制の標示について申

し入れをいたしました。(5月22日申し入れ)

警察からは、現地調査の結果、道路幅員が狭く、交通量も少ないことから、「速度規制はできない」との回答がありました。

これを受けて、市では「速度注意喚起の看板」を公園周辺に1箇所、公園に至る道路沿いに1箇所、合計2箇所に設置をする方向で考えております。

■都市整備部長

現在、フェンスや遊具等の公園施設の補修や更新につきましては、施設の破損状況や経過年数等により優先順位を決めて年次計画を立て実施しております。

ご指摘の金網フェンスにつきましては、全体的に老朽化が進んでおりますので、来年度、新しいフェンスに更新する計画でございます。その間の金網の破損個所につきましては、応急措置として、金網を撤去しネットを張り補修をさせて頂いたところ です。

◇事前質問5 (本郷川転落防止対策の進捗状況・環境対策について)

本郷川水系の用水路に住民の転落事故が発生したが、その後の対策進捗状況はどうなっているか。また、悪臭対策、蚊の発生対策の溝さらい、土手の草刈計画を教示して欲しい。

■建設部長

ご指摘の箇所には、道路から排水路敷地へ入ることが出来ないよう、簡易ではありますが柵を設置し、また、地域の皆様には排水路敷地への立ち入りは危険であることを自治会に対しその旨周知し、また、注意喚起の看板を設置しております。今後は自治会と協議をしながら事故防止のための対応策を検当してまいりたいと考えております。

次に、排水路の環境対策と致しましては、除草作業を夏前の6月の下旬と10月の下旬の年2回実施いたします。また、排水路の浚渫(溝さらい)につきましては、今年度から2か年の予定で、排水路の濁水時期11月上旬に実施して参りたいと考えております。

◇事前質問6 (犬の糞対策について)

犬の糞の後始末マナーが最近特に悪いと苦情。看板、ポスター等の掲示を検討して欲しい。

■市民生活部長

市では、「ひたちなか市まちをきれいにする条例」に基づき、犬の糞害防止を目的として、市報等での広報、ふん害防止キャンペーン等の啓発活動を行っております。

ご質問の看板、ポスターの掲示につきましては、環境保全課、那珂湊支所、健康推進課の窓口で「犬のふんの持ち帰りについて」の啓発看板を配布しております。A2版の大きなタイプとA4版の看板と2種類ありますが、ご相談いただければ、適宜配布しておりますので、窓口までお越しいただければと思います。また、公園等の公共施設につきましては、各所管課で看板の設置を行っておりますが、こちらにつきましても環境保全課までご相談いただきたいと思います。

犬の糞の不始末が、なかなか減らないのが現状であります。飼い主のモラルの向上のため、粘り強く啓発活動に取り組んでいく必要があると考えます。地域の皆様との連携も必要かと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◇事前質問7（県道31号線に押しボタン式信号機の設置について）

県道瓜連馬渡線は大型車の通行も多く、通勤、退勤時や土・日、祝祭日には、県道284号線と交わる高野の交差点まで渋滞する場合もある。坂が多く見通しが悪い状況でスピードを出す車も多く、地域住民の安全を図る意味からも「押しボタン式信号機」設置を強く要望する。

■市民生活部長

県道31号線の押しボタン式信号機設置につきましては、警察の管轄となりますので、市で現地確認を行い、所管するひたちなか西警察署へ押しボタン式または感应式信号機の設置を5月22日に申し入れを行いました。

西警察署では、現地調査を行い、県警本部への上申を検討するとのことでした。信号機の設置については当該箇所の車両や横断歩道を利用する人数等の交通量を調査した上で、最終的には公安委員会が決定することになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇事前質問8（向野第一公園の防犯灯について）

公園はここ3年～4年の間防犯灯2灯が切れたままの状態。担当課では水銀灯の予備が無いため、今年度予算計上し改良予定との話。水銀灯の予備は設置できなかったのか。早めの改善をお願いしたい。

■都市整備部長

対応が遅れてしまいまして、誠に申し訳ございません。

公園灯の電球の交換は、高所作業を伴いますので、電気専門の業者に電球の購入も含めて委託し対応しておりますので、所管の公園緑地課では予備をストックしていません。

また、原因は単なる玉切れではなく、電気系統の不具合ですので、老朽化と相まって公園灯一体の交換が必要となっております。昨年11月にご相談いただいた時の説明で、言葉足らずの点がありましたこととお詫びいたします。

当該公園の公園灯につきましては、今年度に更新工事を実施して参ります。

既に、光源のLED化や配置計画の見直しの点で、自治会と協議・調整をさせて頂いております。設計が纏まり次第、発注の運びとなります。

公園緑地課では、公園施設の管理につきましては、公園施設製品安全管理士による定期点検や公園パトロールによる日常点検により246箇所の公園を管理しておりますが、今後、お気付きの点がございましたら、公園緑地課へご連絡頂きますようお願い致します。

◇事前質問9（空き家対策について）

自治会内で高齢化により空き家が増加し、空き家率6.4%。今後も増加する傾向で国や自治体は対策に本腰を入れ始めている。市としてこの問題に対する条例の制定など準備の有無、取り組みの状況を教えて欲しい。

■市民生活部

空き家対策につきましては、ご指摘のように、独自の空き家対策に関する条例を定め、対応している市町村もあります。

一方で、空き家問題につきましては、全国的な課題となっており、現在、国において空

き家対策に関わる法制化の動きがあります。今年度中の制定をめざし議員立法で提案される見込みですが、この法制化が整えば、国は、空き家対策のための基本指針を定め、この指針に基づき、市は地域の実情にあった「空き家対策計画」を策定することとなります。

本市におきましては、国が示す基本指針や「空き家対策計画」に基づき、条例、策定を進めてまいりたいと考えております。

◇事前質問 10（道路舗装依頼について）

弥生住宅と子どもセンター間の一部が舗装されていないため、道路の穴が大きくなったら応急処置を繰り返している。通学路でもあり砂利道のため車が通ると砂利がはねて、万一子どもに当たると大怪我するおそれがあり大変危険。早急に舗装して欲しい。

■都市整備部長

道路舗装のご要望箇所である区画道路 8-7 号線は、今年度の舗装予定箇所であり、5 月に設計し 6 月 9 日に契約いたしました。工事期間は、平成 26 年 6 月 10 日から平成 26 年 7 月 29 日までの 50 日間であります。

工事期間中は、地域の皆様に大変ご迷惑をお掛け致しますがご協力のほど宜しくお願いいたします。

◇事前質問 11（交差点の標識及び白線「とまれ」の標示依頼について）

2ヶ所の交差点は見通しが悪く危険であるため、「ラ・ナシカ」の北側三叉路交差点は標識と白線「止まれ」の標示を、向野北公園の西側道路と勝田子どもセンターから来た道路との交差点に「止まれ」の標示をして欲しい。

■都市整備部長

ご要望は、昨年の市政懇談会の時と同じような内容かと思えます。昨年もご説明したとおり、交差点の標識及び白線「止まれ」の規制標示は、警察署が指定し表示を行います。

ご要望のあった、2箇所につきましては、本年5月から6月にかけて、市はひたちなか西警察署と再度協議を行い、現地の調査をした所、昨年の調査の結果と変わらず

- ①交通量が少ない。
- ②交差点周辺の区画整理事業が途中であり、道路の主従関係が明確でない。
- ③交通マナーにも問題がある。

という状況でありました。以上のことから西警察署は、「止まれ」の規制標示は時期尚早であるとの判断をし、今後も引き続き経過観察をして行く方針とのことでありました。

そこで市は、市民の安全性の確保と向上を優先に考えることとして、6月上旬に（1）「ラ・ナシカ」の北側三叉路交差点に、停止指導線と一時停止の看板を設置しました。

また、（2）向野北公園の西側道路と勝田子どもセンターからの道路との交差点には、一時停止の看板を設置し、既設の停止指導線の横に、出会い頭の衝突事故を防止するため 10 m の中心線を 2 箇所追加施工いたしました。

加えまして東部第 2 地区の完成している交差点について調査を行い、警察との協議のうえ停止指導線を 2 4 箇所追加施工いたしました。

これらにより、この地域の交通の安全性が向上したものと考えますが、何か問題があるようでしたら区画整理二課までご連絡下さい。

◇事前質問 12 (旧大水グラウンドの利用について)

近隣住民の憩いの場となっていたが、市の方針で突然調整池が必要との事で憩いの場を奪われ、桜の木も伐採されてしまった。今は土砂の仮置き場状態で、出入口には柵が設けられ「関係者以外立入禁止」となっている。市の所有地となり調整池も必要がなくなったのであれば、以前のように憩いの場として利用できるようにして欲しい。

■都市整備部長

旧大水グラウンドは、東部第2土地区画整理事業により平成25年度に一部の造成が完了し宅地として使用収益を開始いたしました。

残された従前地の部分は、(株)大水の所有地であり、市が区画整理事業を施行するための材料置き場として借用しております。この場所には、雨水排水の仮設管を設置しているなど、安全に利用できる状態ではなく、現状では、近隣の皆様の利用には適さない場所と考えております。

東部第2土地区画整理事業は、平成25年度末で進捗率が30.7%であります。土地価格の低下により従来の手法では事業が立ち行かなくなったため、現在事業計画の見直し作業を行っております。

雨水排水計画も再検証をしておりますが、この調整池については必要なものとなっております。今後見直し計画(案)が出来上がれば、地元にお示ししてまいりますので、よろしく願いいたします。

◇事前質問 1 関連

多目的広場の活用につきましては、2年越しとなっている訳でございますが、私達自治会は大変活用できると期待しています。そこで2つですね。1つは、自治会の皆が集まりますと、トイレとか水道についての備えはどのようにしていただけるのかという事が1つです。もう一つは現在、8月31日にソフトボールとグラウンドゴルフをやる事になっていまして、芝生のスポーツ広場、サッカー場でやる事になっておりますが、来年度は、この多目的広場が使えるかどうか期待しておりますが、芝生なのかそれともつばさの塔にあるグラウンドのような土の上でグラウンドゴルフをやる事になるのか、その辺ももし、私共の意見を尊重して取り入れていただけるのかどうかお伺いします。どうぞよろしくお願い致します。

■企画部長

多目的広場の設備、こういったスポーツに利用できるのかという質問かと思えます。駐車場の他、いろんなイベントや地域のスポーツに利用していただく事を考えております。当初は、トイレや水道という事は想定していませんでしたが、国との契約ではそういう事も明記されていませんし、基本的には無い方向で今は整備をしておりますが、やはり多くの人が集まるといふ事になると、せめてトイレや水道というご要望は当然出てくると私達も想定をしております。まだ、結論めいたお話はできませんが、今後、地元からご要望が出

そうだという事で国とはつめて行きたいと思います。次に、どのようなスポーツができるのかという事で、ご質問にもグランドゴルフやソフトボールという具体的なスポーツ名が記載されておりましたが、最初の説明で、コストコ側と総合運動公園側のそれぞれ2haずつを碎石の駐車場に致します。その間の3ha部分は土の広場という事で、顛圧は当然しますが、西側の主要道路の方向に海浜公園側から0.8%の勾配をつけて雨水を自然排水するというようなレベルのグランドです。0.8%といたしますと、100mで80cmですから、現地ではほとんど傾斜がないというようなグランドでありまして、那珂湊の多目的広場のような平らなソフトボールや軟式野球ができるようなグランドになるかという自信がありません。そういったご要望があるというのは、私共も認識しておりましたので、担当にもどのような水準のグランドになるか確認をしたところ、残土などを入れて固めるという事ではないにしても、ある程度の小石等が出てくると、最初はローラーなどで固めるので出来上がったときは平にはなりますが、雨が降るとどうしても石が浮いてくる状態になるらしいです。そういった状況を見ながら、どのようなスポーツが適しているのか、その辺を見極めて貸出の手続きとか方法も検討をさせていただきたいと思います。

◇事前質問1 関連

私、毎日現場に行っているのですが、今1m位ショベルカーで掘ってしまして下の土が出てくるのかと、表面の土はダンプカーで運んでいますから。トイレ・水道につきましてはありがたい事に、産業交流フェア等でご存知かと思いますが、この市民球場側にトイレがありますので、当分はそちらのトイレを利用させていただければと思います。その分、表面にお金を掛けていただければありがたいと思いますのでどうぞよろしく願います。

■企画部長

地元自治会のご要望という事でお受けしたいと思います。

◇事前質問2 関連

西原の通学路についてですが、高場南と西原自治会に所属している児童数は大体150名の生徒が通学しています。先程の回答では、10年ほど掛かると。今、かなり曲がりくねっているのですが、単純買収でもして少し整備してもらえれば、子供達ももっと通いやすくなると思います。そういう事で、10年間あのまま置くのはちょっと問題があると思います。私が見た感じですが、今まで事故がなかったのが不思議な位です。よろしく願います。

■都市整備部長

私も図面を見ましたが、かなりぐるっと回ったりしていただいているようですが、先程申し上げました通り、平成29年度には中心を通ります東石川六ツ野線が概成になってきます。従前道路がない訳ではないので、そちらを使う方が良いというような、学校・PTA、そうした判断があれば、そこを通れるようにするという事も検討させていただきたいと思っておりますので、そちらの方の選択も含めまして学校とも検討させていただきたいと思っております。

◇事前質問12 関連

旧大水グラウンドの利用について説明がございました中で、現在は資材置き場に使用されていると。将来は調整池として活用をされるという事ですが、調整池につきましては、いろんな設計の仕方というか、調整池だけでも通常は公園として利用できるような調整池もあると聞いておりますが、どのような計画になっているのか教えていただけないでしょうか。

■都市整備部長

調整池につきましては具体的にどういうふうにするかは詰まっていますし、先程、排水が課題になっていると申し上げましたが、規模も含めて再検討をしているところです。今のところ、どのようになるかは申し上げられない状況です。申し訳ございません。

◇事前質問9 関連

空き家対策という事で、ご説明いただいた国のレベルでの法の整備の話も一般のニュースにはなっておりませんが、私もその状況は掴んでいます。今年の国会において、法の整備を進めるための国会に提出をされるという事なのですが、いろんな意味で個人の財産に関する問題なので、勝手にそれを法律に基づかないでできる訳がないのは重々承知なのですが、持ち主に指導や勧告が今後できる形になると思うのですが、そういった意味で、法律の内容をよく精査していただいて、それには合致しないところがあれば、自治体としても条例化を進めるというように受け取ってよろしいですか。

■市民生活部長

空き家対策という事で大変難しい部分があると思います。現状においても是正勧告または措置命令、氏名の公表等いろんなやり方があると思いますが、国の方で出だされるのに基づいて、今、自治体が独自で制定している部分もありますが、国から出されてくる部分にも基づく形で、市としては条例策定に向けていきたいという考えでおります。

◇事前質問9 関連

我々の団地ですが、更地にしている状態のところも数多くありまして、自治会の方へ苦情があったのですが、更地にはなっているがその持ち主がわからない。今現在、背の高い雑草が生えて景観上の問題もある。この時期なのでやぶ蚊も発生する。持ち主に対して市も指導ができないですが、今後、この法律で自治体に対して命令権が委譲されれば、指導も市で対応していただけると考えてよろしいでしょうか。

■市民生活部長

現在も、空き地については持ち主に対して指導しております。環境保全課が窓口になりますが、空き地で草等の繁茂がある場合は、環境保全課に連絡いただければ、所有者を探して個人の財産という事もありハガキでの通知となりますが、指導はしますその辺は今でも出来ます。しかし、最後までやる強制権という部分では疑問があります。

司 会

それでは、これより懇談に入ります。

本懇談会を実り多いものとするために、多くの方よりご発言をいただきたいと思います。質問やご意見を簡潔に1件ずつお話しいただけますと、円滑な進行ができるかと思います。

ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。係員がマイクをお持ちしますので、お名前を述べられてから、ご発言をお願いいたします。

◇質問 13

先ほど、市長のご挨拶の中に原発の再稼働のお話がありましたが、これは今、地元自治体と原電の間でいろいろと協議をされていると思うのですが、まだ再稼働は決まっていませんよね。これは何が決め手で決まるものなのか。例えば、我々住民の意志は反映されるのか、どういう手順で決まるものなのか、再稼働するのかもしれないのか、廃炉にするのかですね。これは我々にとって最重要課題です。重要な問題で今まで議論した内容が全部吹っ飛んでしまいます。市長の今のお考えを教えてください、とにかく最後は、ある大臣が言っていました、金目でしょうと言われて最後処分場を作られるというような最悪のケースは避けたいですね。今の状況と今後の見通し、再稼働しそうなのか、分からない部分もあると思いますが、教えてくださいたいと思います。

■市 長

再稼働には、どういう判断と言いますか、誰が決めるのか、どのように決まるのかというご質問だと受け止めさせていただきますが、安全協定の見直しは何のためにやっているのかと言いますと、我々自治体の判断を反映させたいという事で、安全協定の見直しを申し出ています。今までは所在地域は東海村、それから茨城県となっていました。県が全体的に調整をするなら、それはそれで1つのやり方でありまして、今は地方分権という言い方もちょっと大袈裟に聞こえるかもしれませんが、各自治体でそれぞれのものの考え方は、ある意味ではしっかりしなくてはならないので、そのように心掛けているところであります。福島第一原発の事故の影響を見ますと、自治体の境界線は何の意味もないというのは明らかでありまして、東海村とひたちなか市の間の境界線に何もありませんよね。ですから、今までの仕切りが全く意味をなさないというのは当たり前の事なので、これは今、ひたちなか市は東海第二原発の所在地域だと言っています。所在地域という定義が法律上はありませんが、少なくとも30 km圏内の自治体は、いずれも所在地域であると認識しています。安全審査に対して了解はしましたが、最後はつきり言っております。いわゆる安全審査・安全性の確認とですね。再稼働は全く別の問題であるという事は、各自治体もそういう認識でありますし、そのように原電に申し入れをしております。法律論的にも全くの別の問題でありまして、稼働するのかもしれないかについては、例えば原子力安全委員会の原子力規制委員会の安全審査が仮に全部パスしたとしても、万一の事故というのは当然あり得る事と考えざるを得ません。また、その時にどれだけの被害や影響があるか、どこまで想定するか我々は十分考えなければいけない訳でありまして、そのような事故に対して、周辺の所在地域である我々市民が、それに対して対応できるかという視点で、ものは考える必要があると考えておりまして、先ほども申したように、万一の事がありますから避難計画は作らなくてははいけません。しかし、この避難計画が説得力かつ実効性のあるものになる

かどうかについては、極めて困難だというのが正直なところですが、マスコミを見てもらえば、どの市町村で作っているかいないかが、すぐに出ますからわかります。そんなのはほとんど意味がないです。これは本当に実行性あるかどうかという事と、どんな作り方をしているかという事です。今、県内ですらおそらく原発事故の想定は原因が地震になりますから、そうすると揺れによる避難者は、県内でも突然各自治体に県南や、県西にも出るんですね。自分のところの市民だって避難させなくてはいけないのに、ひたちなか市の市民を受け入れられるのかとか自信がないとか、そんな事も含めて避難先について、それほど簡単にまとまっている状況でもない訳であります。

ですから万一の場合、そして人為的な問題としても当然ミスは起こりますから、その際の被害や影響力とそれに対する対応ができるかどうかという事が、判断の基準になると思っております。そのためには真っ先にここに住んでおられる各自治体の責任は、その市民の皆さんの生命・財産を守る事ですから、これに対して再稼働の判断に加わるのは当然の事であると思っております。今協定の見直しをやっているという事でありまして。従いまして協定の見直しが行われれば、はっきり言って11市町村ありますが、ほぼ11市町村で意見がまとまると思っておりますが、1市町村でも納得できないとなれば稼働できないと思っております。このような性格のものであると我々は認識して進めているところであります。

そして、現実的にどう見ているかという点、35年以上も経過をしてきている訳でありますし、いろいろな安全対策を考慮してもそれなりの費用も全部かけるとさうとう掛かるわけですから、はたして国内を見てもこの東海第二原発が、やはり国内で何箇所か原発を維持するという方針が、自民党・今の政府が言ってますから、何らかの形でそうなるのだろうとエネルギー政策上もさうすると国の方針であります。東海第二原発は、その中で残るといふ優先順位としては極めて低いと考えざるを得ないですよ。低いからと言って稼働しないとは限らないというご心配がもちろんある訳であります。再稼働の問題については自治体として、そこは市町村長の責任でありますから責任を持って判断する。その市町村長がどのような判断をするとなると、技術的な問題、自分で作らなければいけない避難計画の実行性についての自分自身への確信、そして市民の皆様方がどのように不安について理解できるかどうか、これについても当然図りながら対応するという事になりますので、私は11市町村のどの市町村長も、真剣にかつ地域の事を想って対応するという事になると思っております。マスコミの方に言わせても、茨城県は何故11市町村がまとまってやっているのかと言います。他のところは大体、自治体が各々で対応しています。良いとか悪いとかを11市町村でまとまってやっているという事は、ここはやはり原子力・原発ができて歴史のあるところでありまして、ある意味では原子力に対する知識や理解がある程度はあり、生活と関わっている部分もある訳ですから、非常に密接な自分達の問題なのです。そして、もっとじっくり真剣に向き合おうという単位が今の11市町村になっているとご理解を頂きたいと思っております。余談ですが、原発から遠いところほど再稼働反対の決議をします。でも気持ちは同じかもしれません。しかし、それに対する考えるポイントもそれぞれ分かっていますし、住民の方にどのような説明責任を果たすのが大切かという事も、分かっているとご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても協定の見直しは、単なる

見直しと聞き流してしまうとそのようにしか聞こえなく感じますが、非常に重いものとお考えください。それぞれの市町村長が真剣にそこに向き合うという事です。その視点は今申し上げた事でありますから、判断は自治体がしっかりとやるとお考えいただきたいと思えます。

◇事前質問5 関連

事前質問の中で、本郷川の転落・安全対策の進捗状況について、建設部長からの回答で具体的な安全対策についてちょっと見受けられなかったので、再度質問をさせていただきます。

実はですね、この問題は前から落ちたら大変だと、去年までは転落事故が2回ありました。幸い落ちて脳震盪ですみましたが、3回目は大変な大怪我をしたわけです。頭蓋骨の陥没、肋骨が8本も折れた大変な大きな事故がおきたので、早速市の方へ要望書を出しました。前の建設部長より多分引き継いでいると思いますが、その時に河川課長とよく話をしましたが、今後の対策として蓋の研究をして、いろいろな安全対策を考えて検討していますという前に進んでいるような回答がありましたから、平成26年の市政懇談会での回答に期待して今日は来たのですが、安全対策を引き続きやりますとの事で具体的な回答がなかったものですから、再度よろしくお願いします。それともう一つ。ここに環境対策というのがありますが、これは遊歩道を自治会と委託契約を結んでいます。年4回、会員総出で暑い時期にやりますが、今度も7月にやります。これは初め市でやったのですが、あの場所は高野小学校へ行く通学路になっています。前に、痴漢や変態者が出て子供に対して危険だという事で市に要望しましたが、なかなか出来ないで自治会でやってくれませんかという事で、今から15年前ほどに市と契約をしました。今、自治会の会員が暑期中、一生懸命やっています。その中で雑草と樹木の伐採の契約も結んでいます。高い所は市でやってくれるのですが、下の方の頭が当たる場所は自治会でやって下さいという事でやっていますが、自治会も大変苦しいのです。刈払機もそうそう買えるものではありませんので、あそこは遊歩道といっても公園緑地課にも入るのではないかと思い、自動で乗って除草する機械を、最初は貸してくれる事になったが、後からあそこは公園緑地課の管理ではないので貸せませんという回答なのです。そこで河川課へ話し、刈払機は河川課にもありますが、仕方がないので自治会の刈払機でやりました。あそこは民間の樹木が生い茂っていて、子供達が遊ぶのにも大変環境的にも悪いので河川課に話をしたらそれは環境保全課ですと。部、課それぞれの担当が決まっています忙しいのは分かります。しかし、自治会の申し込み時にそれは河川課、それは環境保全課、それは公園緑地課だと蹴飛ばされてしまうと何だという気持ちになってしまいます。そこは連携して大目に融通が利くような対策をとってもらいたいと思えます。

■建設部長

本郷川転落防止対策の件ですが、基本的には水路敷地というのは立ち入り禁止でなっていますので立ち入らないでもらいたいが、3回も事故が起こっていることから、今後、何らかの処置を自治会と協議したいと考えております。また刈払機の借用の件については、

公園緑地課と連携をとり窓口を統一するとともに、関係各課お互いに連絡を取り合って来庁者へ伝えるなど連携を密にしていきます。

司 会

最後に懇談のまとめを市長より申し上げたいと思います。

■市 長

時間があるようでありますが、まだ、質問するには熟していないかなと考えている質問もあろうかなと思いますので、後ほどご質問、ご意見をいただければと思います。事前にいただいたご質問や意見は、かなり多岐に渡りかつ現実的なものでありますし、回答の中で改めて問題がはっきりしてきたものもありますので、比較的事前の質問が出されたことについて、全体的に時間が省略されたのかと感じがいたします。全体を通じて毎年市政懇談会をやっている中で、去年言ったことがどうなっているのかと再び言われないうにしようとする今までの方針なのです。けれど、きわめて少なくなってきたと思いますが、やはり出る場合があるのです。聞いておりました、同じ問題に対するアプローチとか考え方が、若干すり合わせ切れなかったのかと感じます。先ほど環境保全課までいろいろ回ったという話がありました。役所がそう言うことが完全に無くなるのは無理かなと思うところがありますが、これは想像力を働かせれば、この問題はどこが対応すれば良いのか役所の人間なら大概分かります。ですからそれに対する答えの仕方や対応の仕方を、それを受けた職員が自分で描いて、そしてこういう方策があると、では具体的にはこの中で対応するようになりますからということで、そちらで聞いてくれとか、そちらで考え方を整理してくれとかの言い方はあまり良くないと思います。役所のほうはそれぞれ専門的にしっかりやらなければいけないから、縦割りも役所の一つの宿命だと思います。今の話を聞いておられますと問題をもうちょっと単純化して整理をしてやれば良いのではないかと私は感じました。

それから、空き家対策のご提案をいただきました。法律とのタイミングの問題で、ちょっと微妙になったのですが、かなりの自治体で条例を作っているところもありますので、うちのところでもやらなければいけないのかどうかというのはいろいろ検討してきたところです。少しかっこつけに聞こえるかも知れませんが、空き家になる前の対策をもう少しやった方が良いのではないのかと考えた方が間違いがないのです。冒頭に申し上げましたが、社協の方ではお二人住まいの方の世帯を訪問させていただいて、この家は将来的にはどういうふうに処分しますかとか、扱いますかとのこともあわせて聞かさせていただいています。場合によっては集会所に使う例だとか、グループホームに使うような例なんかも無くはないです。ただそれだけではとても追いつかないほど出てくると思います。今息子さんがいらっしやっても仕事の関係でここを離れて帰ってくる見込みが無いというケースは、本当に多いわけがありました。その財産処分はどうするのか、よくお調べになっていますから、家を壊すと固定資産税が上がるのが障害になっている。これを何とか法律論でやるのか条例でやるのかという問題があります。ご質問いただいた趣旨は、全国一律に最低限、これは規制するとかルールで決めておいたほうが良い事が法律で定まると思います。ひたちなか市でこういう問題

とか微妙な適用な方とかそういう問題については、条例でさらに付け加える必要があるものが、出てくると思います。そういうスタンスでこの問題については望みたいと思います。

現実的に、那珂湊の方で身近に空き家のケースがありました。早く何とかしてくれという事で、家にネットを被せたらどうかという話もあったのですが、それもかってに被せるわけには行かないとか、いざここまで来るとやはり市のほうでなんらかの手続きはやるにしても、こちらでやって対応について請求させていただく、そういうことも止むを得ない状況になっているのではないのかなと思っています。先ほど申し上げたように空き家になるまでの間に、色々なご相談やプロセスについては、市としても大切なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、道路や通学路についてもかなりご質問がありました。これは区画整理との関係がある地域なので、冒頭に区画整理の話もしようと思ったのですが、時間がなくなると思っで申し上げなつたのです。ここは東部第2です。通学路の関係で六ツ野の話が出ましたが、この前渡の地区で六ツ野地区の区画整理の話が出るというのは想定してないのです。六ツ野の区画整理を今見直しをやっています。六ツ野の区画整理は組合施行なのです。面積103haを組合施行でやるのは尋常ではない。全国的にもほとんどないと思ひます。普通今区画整理事業は民間でやる組合施行は、おそらく3、4ha多くて5、6ha、地主が数人そして開発目的がはっきりしているもの、例えばここを開発して商業施設に誘致するとか、何かというのはまとめて宅地に共同でやろうとか、そういうケースで短時間でやる場合は、今でも成り立つ手法だとは思ひますが、それはやはり地価が下らないという前提、整備をすれば使用価値が上がつて地価も上がるという算段の元で、大体組合施行にするとやるしかない、そういうケースしか成り立たないと思ひるのであります。六ツ野区画整理は103ha組合施行。はっきり言ひまして160、70億の事業費が、物価や精査していくと250億とか260億かかる話で、とてもじゃないが組合施行で出来るわけありませんし、今見直しをしています。これは人口が増えていってそして減歩の中で保留地を生み出して、売りに出せば買ってくれる人が間違いなくいる。一時期ひたちなか市でも、抽選で保留地の申込を受けたことがあります。そういうことはほとんど考えられない。今まとめて売っているのは、西光地と言ひまして常磐線の西側、ケーズデンキの脇です。あれはひたちなか市の住宅都市サービス公社で、西光地の組合施行の保留地をまとめて取得して売っていました。私が市長に就任をさせていただいた平成14年から16年にかけて1区画も売れませんでした。40区画ありましたが売れなくて3回値下げしたのです。ようやく少し買う人が出てきましたが、まだ下がるのではないかと期待がありますから、なかなか買ってくれないです。その内に周辺で土地を持っている方で、かなり大きな土地を持っている人は、まとめて換地してそのアパートを建てたり自分で売られて、公社より安い値段で売ってしまおうと、そういうこともありますから本当に売れなかったのです。そういう状況がいつかは回復するのではないかなという見込みは今は無いわけでありまして、冒頭で申し上げたように人口も全体的には減少傾向。若い人たちが家を求めるといふ事は、ある程度あるとは思ひますけれどなかなか無いんです。宅地需要は大幅な見直しをやっています。保留地を売って財源に充てるという仕組みは崩れていますから税金投入なのです。そうしますと東部第2区画整理事業を見ても、別の馬渡の人が見た時や長砂の人が見た時

に、なぜあそこに税金をかけるのか、下水道を早く引けとか、意見が出るのはあたり前のよ
うな状況になっている。

普通、区画整理は減分をして自分の土地を3割減らして、提供して環境を良くしようとい
うことですから一種の協働事業なのです。それが税金でやるしかないといわゆる公共事業に
なっていることでもありますので、この事業の性格を見直さざるを得ないのです。お話にもあ
りましたように何を優先して区画整理事業で整備するかという事があります。これはここに
住んでおられる方、もしくは六ツ野の話が出たという事は、六ツ野以外の人の意見を聞いて、
通学路になっている、子どもが通っていることを見かければわかるといえばわかることであ
るかもしれませんが、でも迂回していつ見えないこともあります。ですから、通学路を整
備するとか、雨が降ったら排水が駄目なところを優先してやるとか、そういう優先順位を決
めてやらざるを得ない状況となっております。

したがいまして、東部第2も調整池の話が出ましたけれど、もう何箇所かに調整池を作る
計画が原計画なんですけれど、なるべく減らせないか、まとめられないかとか、そういう見
直しも今やっています。ですから現計画で調整池になっているところが、別な利用になる可
能性も含めて今見直しをやっているという事でありまして、これは市の財政にとっても最大
級の課題であります。

今、7地区区画整理事業が施工中で、一番進んでいないのは佐和駅東というところ
です。あまり皆さんもそれほどピンと来ないかもしれませんが、佐和駅は西側にしか出口は無
いです。佐和駅の東の方を開きたいというのが、あの事業の本来の目的だと私は思うのです。
あれも40町歩以上もあります。川下の駅から遠いところから事業をやると、40年後に東口
を作るのではとても意味が無いだらうという事になりますので、東口の北側からやる事業手
法をもう一度組み立てるとか、そういうことを各区画整理事業でやっています。

そういう中で、やはり通学路、雨水、排水、道路の問題。これは皆さんの生活実情から計
画の見直しに反映をして、先ほど単純買償も考えろというお話がありましたが、場合によっ
ては、そう言う組み合わせも考えなければいけないこともあるかもしれないです。何を先に
やるかという事になります。区画整理は玉突きですから、工区の通さなければいけない場所
に家が建っているとそれを移転するのです。移転先が無ければ移転できないわけです。移転
先のところにいろいろな計画が複雑ですから、そこに家があるとその人がまずどいてから、
そこに行くという玉突きでありますので非常に時間もかかります。いっそのこと本当に重要
なところは、そこを優先してやるのに単純買償と区画整理がすり合うのかというところかなり法
律論的に非常に難しいです。そのくらいの気持ちで見直してやらないと出来ない状況にあり
ます。

したがいまして、東部第2の見直しは非常に大きなテーマでありまして、もしかしたら、
この地域はしばらくあんまり手を入れないエリアもあっても良いんじゃないかという事も考
えられます。農業をやっている方農地として使っている方については、20年ぐらいで終わ
らせるにしても返すにしても、農地として使っておられる方のエリアは、もう少し先に整備
をすることを含みにすることをあわせてしなければいけないのではないかと思っております。

ずいぶん環境面、道路面でお話が出たので、区画整理の話をさせていただきましたが、市

の財政を左右しかねない問題であります。議会の方でも説明させていただいておりますが、市の財政指標は今決して悪くないです。財政力指数も数年前は交付税不交付団体、もらわない団体になりました。という事は一人前の団体ということですが、またその後のリーマンショックとかいろいろ影響もありましたので今は交付団体ではありますが、先ほど予算で市税が45%、これは実質非常に高いまちであります。交付税とか国庫支出金とかそれは事業によって仕分けして、財源を色をつけている話であって、当然事業をやればくるお金でありますから、市税が45%予算というのは、非常にある意味ではしっかりとした基盤があるといえましょう。将来負担比率というのがありまして、今ある税収で借金や負担を、何年どのくらい返済する力があるかというような指標があるのです。350というのがレッドカードで、夕張の破綻が一つの目安になっていて350だと財政再建団体で、税金も上げろ、使用料も上げろ、サービス下げろ、そういう団体になるのが350、今ひたちなか市は40くらい、70か80で全然問題にならない数字に見えますが、区画整理を従来の計画で、見直しをやらないでそのままやると300くらいになるという試算をしています。それをやりますとほかの事業が何も出来なくなってしまいますので、やはり非常に目に見えない見直しではありますが、非常に重要なことでもあります。

一つだけ加えさせていただきますと、区画整理を今まで淡々とやってきたわけで、今から十数年前まで。今はかなり重点化に見直しておりますけれど、やったことでお金を借り入れて返済をしていますので、結果的に他の事業にしわ寄せが行ったのは間違いが無いと思います。ひたちなか市の小中学校の耐震化率は44市町村のうち44位です。これはなぜか。老朽校舎が多いのが一つの原因です。昭和56年以前の建物は皆耐震化されておりませんから、昭和29年に作ったのは湊二小だったのでこれはさすがに建替えました。震災前は取り急ぎ耐震補強をしなければいけないということで、中国の四川のショッキングな映像がきっかけになったと思いますが、改築より耐震補強を一斉にやりましたから、耐震設計それから、いわゆる強度審査とかものすごく混乱をしまして、全国的にもなかなか進まなかったのは事実であります。今老朽校舎については、耐震補強ではなくて改築に今回震災を踏まえて見直しをしました。今湊中学校を改築していますけれど、29年度までには耐震化は、改築を含めて終わらせるということになっています。市報にも耐震化がどのくらい進んだか出させていただくことにしておりますが、あまり言い訳をするつもりではありませんけれど、改築も含めてやらなければいけないという状況であります。

区画整理は非常にお金がかかる事業でありますので、学校の方にも影響がある。今日も茨城新聞の一面に、マル福という小学生、子どもの医療費をどこまで公費負担しているかという、これもマスコミのスクープ記事で若干あおられるのです。ひたちなかどんな状況かという去年見直しました。中学校3年生までの入院については、全額自己負担なしでやるということにしていますが、通院については公費負担していない。そして小学校6年生までについては、今まで3年生までだったのを6年生まで引き上げる。県に先立って1年早くやりました。県は全額自己負担なしでやってなくて、自己負担ありでやっています。市では自己負担なしというものを導入しています。中学3年生までやっていないところが5つあるとか、今日茨城新聞を見ていただくとわかりますけれど、39と出ているのですね。あの読み方を39は入

院も外来も全部、一応自己負担ありなし関わらずマル福の対象にしています。5つ例えば日立市、北茨城市とうちの他いくつか入院だけやっている。何に財源を重点的にやれば良いかと判断したときに、中学生でなかなか外来にというのは、乳幼児と違いますからそんなに無いのです。ただ入院の場合は止むを得ず入院するわけでありますから、そういう意味で整理をさせていただいた。それは自己負担ありかなしか、細かく見ると39でもそれぞればらばらなんです。そんな状況であります。ただ区画整理やいろんな見直しをすることにしましたので、去年マル福についてもかなり引き上げ見直させていただきました。全体の財源のやりくりというのは、限られた財源でありますから、やらざるを得ないという中でいろいろな取組みであるという事をご理解をいただきたいと思います。

いろんなことが報道されたり、いろいろな状況が皆さん方気になるかと思いますが、いちいち説明が出来ないので、こういうときに説明させていただいたり、市報もそういう意味では、もう少し政策解説的なこともやった方が良いと思っています。

ひたちなか市が合併して、11月1日で丸20年です。市報を見ていただくと、一番裏面に各部長が毎回担当でこの20年を振り返ると、自分で苦しみながら書いています。これは市の施策や市の状況がどのように変わったか、何が変ってないか何が問題なのかというのを、市としても皆様方に分かっていただこうと、20年を節目に言っています。そういうアピールになっていますので、是非読んでいただきたいと思います。その中でまたこういう事がということがあれば、是非ご意見をいただきたいと思います。

時間が余ったので、私の方で超過させていただきましたが、誠に申し訳ないと思います。今話を聞いてまた質問をしたくなったり、聞きたいという方がいらっしゃった場合は後日お願いします。今でも悪くはないのですが、是非、今日に限らずと言う趣旨でやっておりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

コストコやひたちなか地区の開発は、本当に人や物の出入が非常に激しい地域になっていますし、皆さん関心がおありかどうかわかりませんが、湊線だって阿字ヶ浦からこっちの方に持ってきたらどうかという話になっていて、ぐるりと回るようにしたらどうかと言う話も検討しているようでありますから、そういうことを含めて皆様方のご意見をいただけたらと思います。

貴重な時間をいただいたことに改めて感謝を申し上げ、今後ともまたこの馬渡地区それぞれの地域でいろいろ結束をされて地域づくりにますますまい進されますこと、また市に対しましても、大きなご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。